

台風 13 号により被災された地域にお住まいの組合員に対する電気料金の特別措置について

2023 年 9 月 14 日
株式会社パルシステム電力

台風 13 号により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの台風 13 号の影響により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいた組合員に対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象地域

本日時点での特別措置の対象地域については、2023 年 9 月 8 日に国の定める災害救助法の適用地域（福島県、茨城県および千葉県の 9 市 4 町）および当該地域に隣接する地域となります。

<災害救助法適用地域>

都道府県	市区町村	適用日
福島県	いわき市、南相馬市	9 月 8 日
茨城県	日立市、高萩市、北茨城市	
千葉県	茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町	

<災害救助法適用地域に隣接する地域>

都道府県	市区町村
福島県	相馬市、田村市、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡川内村、双葉郡浪江町、相馬郡飯舘村
茨城県	常陸太田市、那珂市、那珂郡東海村
千葉県	千葉市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、富津市、八街市、富里市、南房総市、いすみ市、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡長生村、長生郡白子町、安房郡鋸南町

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

1) 支払期日の 1 ヶ月延長

- 2023 年 9 月検針分、10 月検針分および 11 月検針分の電気料金について、支払期日を 1 ヶ月延長いたします。

2) 不適用月の電気料金の免除

- 被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から 6 ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- 災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2024 年 3 月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

3. 特別措置の申告方法

特別措置の対象地域で被災されたパルシステムでんきご契約の組合員からのお申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。特別措置の適用をご希望される組合員は、以下へお問い合わせください。

4. お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター

0120-868-106

受付時間: 月曜 ~ 土曜 9:00 ~ 17:00

以上